別記様式第１号（別紙　２－２）

東京都エコ農産物認証申請書（養液栽培計画書）

申請者氏名：　　No.

＊1 農産物名	認証区分	＊1 作型 施設	作付面積 (a)	栽培期間	化学合成農薬削減の技術		排液流出防止の技術	廃棄資材の処理方法	目標収量 (kg/10a)
					＊2 番号	＊3 化学合成農薬使用回数(回)	＊4 番号	具体的内容	
	①25 ・ ②50	施設		月 ～ 月					
		養液栽培の形式							
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容							
		排液流出防止の技術 具体的内容							
	①25 ・ ②50	施設		月 ～ 月					
		養液栽培の形式							
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容							
		排液流出防止の技術 具体的内容							
	①25 ・ ②50	施設		月 ～ 月					
		養液栽培の形式							
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容							
		排液流出防止の技術 具体的内容							
	①25 ・ ②50	施設		月 ～ 月					
		養液栽培の形式							
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容							
		排液流出防止の技術 具体的内容							
	①25 ・ ②50	施設		月 ～ 月					
		養液栽培の形式							
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容							
		排液流出防止の技術 具体的内容							
	①25 ・ ②50	施設		月 ～ 月					
		養液栽培の形式							
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容							
		排液流出防止の技術 具体的内容							

＊1　別表2「都内における化学合成農薬使用回数・化学肥料使用基準」に記載の作物名、作型を記入すること。

＊2　別表1－1「東京都エコ農産物における土づくり、化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術等」から養液栽培で選択可能な該当する技術を番号で選び記入すること。

＊3　申請する認証区分の化学合成農薬の使用回数の上限値を記入すること。

＊4　別表1－2「東京都エコ農産物における養液栽培の基準」から該当する技術を番号で選び記入すること。

別記様式第１号（別紙　２－２）

東京都エコ農産物認証申請書（養液栽培計画書）

（記入例）

【化学合成農薬削減技術】

① 温湯種子消毒技術
④ 生物農薬利用技術
⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術
⑨ 光利用技術
⑩ 被覆栽培技術
⑪ フェロモン剤利用技術
⑬ 天然物質由来農薬等利用技術
⑭ その他　試験研究機関等で開発された技術
※注　②③⑤⑦⑧⑫の技術は、養液栽培では「化学農薬削減技術」として使用できません

【排液流出防止技術】

① 循環型栽培（排液なし）
② 肥料として利用
③ 堆肥に添加
④ 資材で吸着回収し、産廃処理
⑤ 浄化槽で処理・放流
⑥ 希釈後、公共下水道へ放流
⑦ その他の技術

＊1 農産物名	認証区分	＊1 作型 施設	作付面積 (a)	栽培期間	化学合成農薬削減の技術 ＊2 番号	化学合成農薬削減の技術 ＊3 化学合成農薬使用回数（回）	排液流出防止の技術 ＊4 番号	廃棄資材の処理方法 具体的内容	目標収量 (kg/10a)
トマト	① 25 ・ ② 50	促成長期 施設	2	9 月 ～ 6 月	⑥ ⑩	23	①	有機性資材は堆肥利用 それ以外は産業廃棄物として処分	15,000
		養液栽培の形式			樽栽培システム				
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容			⑥抵抗性品種利用（ＣＦ桃太郎ファイト） ⑩ハウスの開口部に防虫ネットを張る				
		排液流出防止の技術 具体的内容			①循環型の栽培システム使用				
ミニトマト	① 25 ・ ② 50	促成長期 施設	1	10 月 ～ 6 月	④ ⑩	16	③ ⑥	産業廃棄物として処分	8,000
		養液栽培の形式			ロックウール栽培システム				
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容			④ＢＴ剤をローテーション散布に組み込む ⑩ハウスの開口部に防虫ネットを張る				
		排液流出防止の技術 具体的内容			③堆肥に添加し再利用 ⑥薄めて公設下水道へ排水				

導入した技術を具体的に記入する

該当する認証区分を選択
※養液栽培は
①25
②50　のみ

栽培期間は在圃期間
（本圃に播種・定植してから収穫終了まで
＝育苗期間、仮植期間は含まない）

申請者が予定している養液栽培システム等の利用資材を撤去・廃棄する場合の処分方法を具体的に記載

申請者が予定している化学合成農薬の使用回数を記入する
※別表2の上限値を超えないこと

別表2を参照
※認証対象農産物は、別表2に記載の 品目・作型に限る
※養液栽培は「施設」のみ